水産関係地方公共団体交付金等実施要領

平成22年３月26日　21水港第2631号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
最終改正　平成25年５月16日　24水港第3405号

第１　趣旨

我が国水産業を活力ある産業として健全に発展させて行くため、地域の抱える課題や実情を踏まえ、地方が自主性を活かした取組を行うことが求められている。

本交付金等は、地方の自主性を活かした取組に対し国が総合的に支援を行うことにより、水産基本法（平成１３年法律第８９号）の基本理念である「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」の実現を図るものである。

第２　事業の内容等

各事業に係る事項は下記に定めるほか、別表１に掲げるとおりとする。

１　水産業強化対策事業（水産業強化対策整備交付金及び水産業強化対策推進交付金をいう。ただし、５に規定する漁港防災対策支援事業を除く。以下同じ。）

（１）水産業強化対策事業は、次のアからウまでに掲げる政策目的の実現に資するものとして都道府県又は市町村（以下「都道府県等」という。）が行う施策の実施に必要な経費に充当する。

ア　水産資源の持続的な利用・管理の推進

イ　水産業経営の強化

ウ　漁港機能の高度化

（２）都道府県知事又は市町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、（１）の政策目的を達成するための事業実施の方向性を示す目標（以下「政策目標」という。）に即して、達成しようとする具体的な水準を示した目標（以下「成果目標」という。）を定めるものとする。

（３）都道府県知事等は、成果目標を達成するため、政策目標ごとに定める達成手段（以下「メニュー」という。）の中から適切なものを選択し、これを実施するものとする。

（４）（１）の政策目的ごとの政策目標、政策目標ごとのメニュー、実施主体、実施要件及び交付率は、別表２に掲げるとおりとする。

（５）政策目標の具体的な内容及び実施期間

事業の実施期間は、原則として単年度とする。ただし、施設整備事業（附帯事業（施設整備の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を実施する事業）を含む。以下「ハード事業」という。）において、年度間の施工区分を明確にできるものに限り３年を上限に複数年度にわたることを認めるものとし、別表１の資源増養殖目標及び経営構造改善目標については、事業費が５，０００万円

以上の施設整備の場合に限る。
（６）政策目標ごとのメニューの具体的な内容については、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。
（７）成果目標の設定
ア　ハード事業であるメニュー（地域提案事業（メニューにはないが、都道府県知事等が地域の課題や実情を踏まえて実施する事業をいう。以下同じ。）を含む。）を実施する場合の成果目標は、当該メニューの実施地区ごとに定めるものとする。
イ　ハード事業以外の事業（以下「ソフト事業」という。）であるメニューを実施する場合の成果目標は、当該メニューを実施する都道府県ごとに定めるものとする。
　なお、メニューを基幹とし、これを補完するために地域提案事業を実施する場合の成果目標は、当該基幹となるメニュー及び当該地域提案事業を一体として都道府県等ごとに定めるものとする。
ウ　成果目標は、成果目標に係るメニューの実施期間の終了年度後、ハード事業においては３年度以内、ソフト事業においては２年度以内のいずれかの年度（以下「目標年度」という。）に達成しようとする目標として定めるものとする。ただし、実施期間が単年度の場合であって、当該年度において達成しようとする目標として成果目標を定める場合には、当該年度を目標年度とする。
エ　ウの実施期間は、３年間を上限とするものとする。
（８）事業計画の策定及び審査
ア　交付金の交付を受けようとする都道府県知事等は、別記様式第１号により成果目標、選択したメニュー、実施主体、事業費、本交付金の要望額その他必要な事項を記載した事業計画を策定し、水産庁長官（沖縄県又は沖縄県内の市町村にあっては内閣府沖縄総合事務局長。(11）において同じ。）に提出するものとする。
イ　内閣府沖縄総合事務局長は、アにより提出された事業計画の写しを速やかに水産庁長官に送付するものとする。
ウ　地域提案事業の交付金要望額は、ハード事業及びソフト事業ごとに、都道府県等の交付金要望額の総額の２割に相当する額又は５，０００万円（別表１の経営構造改善目標に限る）のいずれか大きい額を上限とする。
エ　水産庁長官は、アにより提出された事業計画の審査に当たっては、成果目標を定めた事業ごとに、実施要件を満たしているかどうか、成果目標が妥当であるかどうか、及びその実施により成果目標の達成が可能かどうかを審査し、適切であると認める場合には、交付金の配分の対象とするものとする。
オ　地域提案事業については、エに定めるほか、第１の趣旨に照らし、水産施策として適切であるかどうかについて審査を行う。
（９）地域提案事業の内容
ア　事業内容
　地域提案事業は、地域の課題や実情を踏まえて、地域の独自性を発揮するた

めに実施する事業とし、このような理由に基づかない事業や、個人に対する補助となる事業は、地域提案事業に該当しないものとする。

イ　交付率

地域提案事業の交付率は､類似するメニューの交付率を準用するものとする。

(10) 水産業強化対策事業の配分

ア　成果目標に基づくポイント付け

水産庁長官は、事業計画における成果目標について、別表３に基づきポイント付けを行い、交付金の配分に用いるものとする。

イ　ハード事業への配分

（ア）交付金の年度当初配分については、政策目標ごとに、その予算の範囲内において、アに基づくポイント数の多い事業から順に配分することとする。ただし、附帯事業の配分額の総額は、ハード事業の配分額の総額の１割以内とする。

（イ）（ア）の結果、交付金の予算の範囲内において調整を行い、交付金の年度内追加配分を行う場合には、アに基づくポイント数を偏差値に換算した値が高いものから順に配分することとする。ただし､附帯事業の配分額の総額は､ハード事業の配分額の総額の１割以内とする。

（ウ）（５）に基づく複数年度にわたる事業の２年目以降の事業については、単年度事業よりも優先的に採択するものとする。

ウ　ソフト事業への配分

ソフト事業については、その成果目標について付与されたポイント数及び要望額に基づいて配分する。ただし、資源増養殖目標に係るソフト事業のうち、錦鯉生産地の震災復旧の推進に対しては、要望額に基づいて配分する。

エ　地域提案事業に対する配分額は、ハード事業及びソフト事業ごとに、各都道府県又は市町村に交付する交付金の総額の２割に相当する額又は５，０００万円（別表１の経営構造改善目標に限る。）のいずれか大きい額を超えないようにするものとする。

オ　本要領に定めがない場合の交付金の配分については、公平かつ客観的な方法により行うものとする。

(11) 事業計画の変更

ア　交付金の交付を受けた都道府県知事等は以下に基づき、事業計画の変更ができるものとする。

（ア）成果目標の達成に資する場合には、交付率の範囲内で、事業計画における交付金の配分を変更することができるものとする。

ただし、地域提案事業に対する交付金の配分は、ハード事業及びソフト事業ごとに、当該都道府県等が交付を受けた交付金の総額の２割に相当する額又は５，０００万円（別表１の経営構造改善目標に限る。）のいずれか大きい額を超えることができないものとする。

（イ）（ア）の場合においては、水産庁長官に対する事業計画の変更の協議を要しない。

（ウ）（ア）の場合のほか、事業計画の変更を行うに当たっては、次に定める場合を除き、水産庁長官に対する変更の協議を要しないものとする。ただし、地域提案事業に関する変更については、水産庁長官に対し、事前に変更の報告をするものとする。

a　成果目標の新設、変更又は廃止

b　ハード事業の実施地区又は実施主体を変更する場合

c　ハード事業における附帯事業の新設又は廃止

d　ソフト事業における交付金要望額の交付率ごとの合計を増額する場合

イ（ウ）による協議は別記様式第２号により、（ウ）による報告は別記様式第３号により行うものとする。

ウ　内閣府沖縄総合事務局長は、沖縄県知事又は沖縄県内の市町村長からイによる書類の提出を受けた場合、速やかに水産庁長官にその写しを送付するものとする。

エ　水産庁長官は、（ウ）の報告を受けた場合には、必要に応じ、都道府県知事等に対し、意見を述べることができるものとする。

(12) 事後評価

ア　交付金の交付を受けた都道府県知事等は、目標年度の翌年度において、事業計画の成果目標の達成状況を評価し、その結果を（13）のアに定めるところにより、水産庁長官（沖縄県知事又は沖縄県内の市町村長にあっては内閣府沖縄総合事務局を経由して水産庁長官に提出するものとする。(13) において同じ。）に報告するものとする。

イ　交付金の交付を受けた都道府県知事等は、アの評価を行うに当たっては、その客観性及び公平性を担保するための体制の整備に努めるものとする。

ウ　水産庁長官は、アに定める報告を受けた場合は、成果目標の達成状況を踏まえ、(13) のイに定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

(13) 事業計画の成果目標の達成状況に対する措置

ア　事業計画の成果目標の達成状況の評価に関する報告は、別記様式第４号によるものとする。

イ　水産庁長官は、目標年度における成果目標が達成されていない場合には、次の（ア）から（ウ）までに掲げる措置を講ずるものとする。

（ア）都道府県知事等に対し、成果目標を達成すべき旨の指導を行うとともに、改善期間を定めて、当該成果目標を達成するための改善計画の提出を求めること

（イ）成果目標が達成されていないことについてやむを得ない事情があるとは認められない場合には、配分額の減額等の措置を講ずること

（ウ）（ア）の改善計画の期間の終了後においても成果目標が達成されていない場合において、諸般の事情を勘案してもなお成果目標が達成されていないことについて合理的な理由がないと認められるときは、交付した交付金の全部又は一部の返還を求めること

ウ　都道府県知事等は、イの（ア）の改善計画の提出が求められた場合、別記様

式第５号により改善計画を作成して水産庁長官に協議するとともに、改善計画策定後３年間は、別記様式第６号により履行状況報告書を水産庁長官に提出するものとする。

エ　このほか、都道府県知事等は、目標年度における成果目標が達成されていない場合には、イの措置及び水産庁漁政部長・漁港漁場整備部長が別途定める通知に従って必要な措置を講ずるものとする。

(14) 水産業強化対策事業等の事業計画の提出

本要領第２の１の（８）の事業計画の提出、(11) の事業計画の変更の協議及び報告、(13) に基づく改善計画の協議及び履行状況報告書について、瀬戸内海漁業調整事務所管内の府県知事又は市町村長及び九州漁業調整事務所管内の県知事又は市町村長にあっては、各々瀬戸内海漁業調整事務所又は九州漁業調整事務所を経由して水産庁長官に提出するものとする。

(15) その他

事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」(平成１１年１１月１日付け１１農産第６８２５号) に基づく女性対策の着実な推進に配慮するものとする。

２　離島漁業再生支援交付金

（１）離島漁業再生支援の基本的考え方

ア　基本的考え方

（ア）販売・生産の面で不利な条件にある離島地域の漁業集落において、漁業の再生を図る観点から、既存施策との整合性を図りつつ、対象地域、対象漁業集落、対象行為等を定める。

（イ）交付金の交付は、生産性の向上、付加価値の向上等による漁業収益の向上等により、条件が不利な離島における漁業再生活動（漁場の生産力の向上と利用に関する話合い、漁場の生産力の向上に関する取組及び集落の創意工夫を生かした取組をいう。以下同じ。）の自立的かつ継続的な実施が可能となるまで実施する。

イ　推進上の留意点

漁業再生活動の継続を実効性のあるものにしていくためには、地方公共団体の役割が重要であり、国と地方公共団体が密接な連携の下に実施していくことが必要である。

（２）離島漁業再生支援交付金（以下２、３において「交付金」という。）の仕組み

国は、（３）の対象地域のうち（５）のウの集落協定に基づき、計画期間を通じて漁業再生活動を行う（５）のアの対象漁業集落に対し、市町村が交付金を交付するのに必要な経費につき、都道府県が交付金を交付するのに必要な経費について、交付金を交付する。

（３）対象地域

交付金の交付対象となる地域（以下「対象地域」という。）は次のア又はイに

掲げる地域とする。

ア　次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する地域であって、本土から一定距離以上（航路時間でおおむね３０分以上（平水区域（船舶安全法施行規則（昭和３８年運輸省令第４１号）第１条第６項に定められた平水区域のうち本土と接しているものをいう。イにおいて同じ。）内は本土から航路距離が１５km以上、その他の区域は本土から航路距離が１０km以上））離れている離島の地域（以下「一般離島」という。）。

（ア）離島振興法(昭和２８年法律第７２号)第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

（イ）沖縄振興特別措置法(平成１４年法律第１４号)第３条第１号に規定する沖縄

（ウ）奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）第１条に規定する奄美群島

（エ）小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）第２条第１項に規定する小笠原諸島

イ　アの（ア）に該当する地域であって、本土から一定距離未満（航路時間でおおむね３０分未満（平水区域内は本土から航路距離が１５km未満、その他の区域は本土から航路距離が１０km未満））の離島の地域について、地理的・経済的・社会的な不利性等が高いとして、都道府県知事が客観的なデータに基づき特に認めた離島の地域（以下「特認離島」という。）。

（４）市町村離島漁業集落活動促進計画

市町村長は、交付金の交付を円滑に実施するため、地域の実情に即し、市町村離島漁業集落活動促進計画(以下「促進計画」という。）を次により策定する。

ア　促進計画は次に掲げる事項を内容とする。

（ア）趣旨

（イ）対象区域、漁業集落及び地域の漁業の現状

（ウ）漁業の振興方向に関する目標

（エ）集落協定の共通事項

（オ）集落相互間の連携

（カ）関係機関との連携

（キ）交付金の使用方法

（ク）交付金の返還等

（ケ）集落協定の認定期限

（コ）実施状況の公表

（サ）その他必要な事項

イ　促進計画は、原則として平成２６年度までの計画とする。

ウ　市町村長は、促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、都道府県知事にその認定を受けるものとする。

（５）支援の実施

ア　対象漁業集落

交付金の交付対象となる集落（以下「対象漁業集落」という。）は、集落協定に基づき、計画期間を通じて漁業再生活動を行う次の（ア）から（カ）までのすべてを満たす集落とする。

（ア）代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約を有すること
（イ）対象地域内に存在すること
（ウ）漁業経営体が３経営体以上存在すること
（エ）漁業世帯が４戸以上存在すること
（オ）活動の中核となりうる６５才未満の漁業世帯を含むこと
（カ）ケの（ア）のａからｃまでに該当するものでないこと

イ　対象行為

交付金の交付の対象となる行為（以下「対象行為」という。）は、集落協定に基づき、計画期間を通じて行われる漁業再生活動とする。

ウ　集落協定

（ア）集落協定は、対象漁業集落において、漁業再生活動を行う漁業者等の間で締結されるものであって、促進計画に即し、次のａからｋまでの事項を規定したものとする。

ａ　協定の趣旨
ｂ　代表者、構成員の氏名及び住所、協定対象漁業世帯数（事業参加年度又は集落協定の変更年度の４月１日現在の対象漁業集落における漁業世帯数として市町村が認めたものをいう。以下同じ。）並びに集落協定の管理体制
ｃ　計画期間
ｄ　対象漁業集落の地区及び対象とする海域
ｅ　対象漁業集落の目標
ｆ　対象漁業集落の漁業の現状と今後の方向
ｇ　漁場の生産力の向上に係る取組に関する事項
ｈ　集落の創意工夫を生かした取組に関する事項
ｉ　交付金の使用方法
ｊ　連絡体制
ｋ　その他必要な事項

（イ）集落協定は、原則として５年間の計画とする。
（ウ）対象漁業集落は、集落協定を策定し、又は変更しようとするときは、市町村長にその認定を受けるものとする。

エ　交付額

（ア）対象漁業集落への交付額は、（イ）に掲げる交付金の交付単価に協定対象漁業世帯数を乗じ、２５で除して得た額とする。
（イ）国の交付金による交付単価は、表中の①とする。また、地方公共団体が、国の交付金と連携して一体的に交付金の交付を行う場合の交付単価は、表中の②とする。

なお、地方公共団体において、国の交付金と連携して一体的に交付金の交

付を行うことを前提に、所要の地方財政措置が講じられている。

区　　分	①国の交付金による交付単価	②国の交付金と連携して一体的に地方公共団体が行う場合の交付単価
一般離島	１７０万円	３４０万円
特認離島	１１３．３万円	３４０万円

注１）交付単価は、離島における漁業集落の平均漁業世帯数２５世帯を標準として定めたものである。

注２）特認離島に係る国の交付金による交付単価は、①の一般離島分に２／３を乗じた額である。

オ　交付金の返還等

（ア）市町村長は、対象漁業集落が水産庁長官が別に定める基準の要件に該当する場合には交付金の返還又は減額の措置を講ずることとする。

（イ）都道府県及び市町村は、交付金を返還等するような事態を防止するため、集落協定で定められた事項が遵守されるよう指導することとする。

カ　実施状況の報告

対象漁業集落は、毎年度、集落協定に定められている事項の実施状況について市町村長に報告するものとする。

キ　実施状況の確認

市町村は、集落協定に定められている事項の実施状況について確認する。

ク　証拠書類の保管

（ア）市町村は、交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を交付金の交付を完了した年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（イ）交付金の交付を受けた対象漁業集落は、会計経理を適正に行うとともに、交付を受けた年度の翌年度から起算して５年間経理書類を保管しなければならない。

ケ　交付金の交付の終了

交付金の交付は、次のいずれかに掲げる場合には終了する。

（ア）対象漁業集落においては、次のａからｃまでのいずれかに掲げる場合

ａ　担い手、高齢者、兼業者、水産関係者、サポーター等の役割分担が定着し、本交付金の交付がなくても集落全体として漁業再生活動の継続が可能となると判断される場合

ｂ　漁業就業者一人当たりの平均漁業所得が同一都道府県内の都市部の勤労

者世帯の有業者一人当たりの平均勤め先収入を上回る場合

ｃ　漁業再生活動により、漁業就業者人口が一時的ではなく、継続的に一定程度の増加が見られるようになった場合（集団移転等特別な場合を除く。）

（イ）対象地域（離島又は市町村単位。）においては、当該対象地域内のほとんどの対象漁業集落で、（ア）のいずれかの状態となり、未達成集落を含む当該対象地域全体で（ア）のいずれかを達成したと判断される場合

コ　水産多面的機能発揮対策との調整

市町村は交付金の交付に当たって、対象漁業集落が水産多面的機能発揮対策による藻場・干潟等の保全活動を行おうとする場合には、事業内容が重複しないよう事前に調整することとする。

（６）事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成２２年度から平成２６年度までの５年間とする。

（７）実施状況の公表

国、都道府県及び市町村は、毎年、集落協定の締結状況、各集落に対する交付金の交付状況、協定による漁業再生活動の実施状況等を当該実施年度の翌年度の６月末日までに公表する。

（８）交付金交付の評価

ア　交付金の評価は、平成２６年度末までに実施する。

イ　市町村長は、集落の取組状況等を評価し、その結果を都道府県知事に報告することとする。

ウ　都道府県知事は、市町村長からの報告内容を評価するとともに、その結果を水産庁長官に（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長を経由して）報告することとする。

エ　水産庁長官は、都道府県知事の報告を受け、これを評価し、公表する。

３　離島漁業再生支援推進交付金

（１）離島漁業再生支援推進交付金（以下３において「推進交付金」という。）の仕組み

国は、予算の範囲内において、（２）に掲げる推進交付金の助成対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）の実施に必要な経費に充てるため、都道府県知事に対し推進交付金を交付する。

（２）助成対象事業

推進交付金の助成対象事業は、以下のとおりとする。

ア　都道府県推進事業

交付金制度の定着に向けて、都道府県が行う以下に掲げる事項を内容とする推進指導、審査等

（ア）推進指導

ａ　市町村説明会の開催

毎年度、市町村担当者等を対象とした説明会を開催し、当該年度の交付金の交付等に必要な事項について、周知徹底を図ること

b　推進に関する手引きの作成

本制度の普及・推進を図るため、当該都道府県の実情に応じた手引きを作成し、市町村段階における集落協定の締結の意義等について、普及啓発に努めること

（イ）審査等

a　特認離島の審査認定

特認離島について、客観的なデータをもとに、審査認定を行うこと

b　促進計画の策定指導及び審査

（ａ）市町村が促進計画を策定する際に漁業協同組合連合会等関係機関と協力し、市町村を指導すること

（ｂ）第２の２の（４）のウにより協議を受けた促進計画について、審査を行うこと

c　所要額調書の作成

水産庁長官が別に定める所要額調書を水産庁長官（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）あてに提出すること

（ウ）その他推進事業の実施に必要な事項

イ　市町村推進事業

市町村が行う以下に掲げる事項を内容とする推進等及び確認事務等

（ア）推進等

a　促進計画の策定

第２の２の（４）の規定に基づき策定すること

b　集落説明会の開催

交付金制度の概要及び集落協定の締結に必要な事項について、対象漁業集落の漁業者等を対象に説明会を開催すること

c　集落協定の作成指導

漁業再生活動や対象漁業集落の目標等、促進計画に基づき集落協定の締結が円滑に行われるよう、集落を指導すること

d　集落活動の指導

集落協定に基づき漁業再生に向けた集落活動が円滑かつ効果的に行われるよう、集落を指導すること

e　その他推進事務の実施に必要な事項

（イ）確認事務

交付金の交付に当たり、集落協定の対象となる対象漁業集落の漁業再生活動の実施について、確認すること

（ウ）交付事務

水産庁長官が別に定める支払調書を作成すること

ウ　事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成２２年度から平成２６年度までの５年間とする。

エ　市町村への交付

推進交付金の交付を受けた都道府県知事は、交付を受けた額のうち（２）の

イに係る額を、遅滞なく、市町村長に交付するものとする。

オ　その他

都道府県は、（２）に掲げる事業を実施するに当たっては、当該事業が相互に有機的な関連をもって効率的に行われるよう努めるものとする。

また、都道府県は、（２）のイに掲げる事業を実施する市町村に対し、事業の実施水準の整合性を保ちつつ、これらが効率的に実施されるように配慮するものとする。

４　水産業改良普及事業交付金

（１）普及事業の内容

交付金の交付の対象となる普及事業の内容は、次のとおりとする。

ア　水産業普及指導員の設置

（８）の任用資格を有する者を水産業普及指導員（以下「普及指導員」という。）として設置すること。

イ　普及指導員の活動

普及指導員は、計画的に担当する区域を巡回し、適切かつ効果的な普及活動を行うこと。

ウ　普及指導員室の運営

普及活動の円滑化を図るため、普及指導員室に巡回指導用の施設、普及指導員の活動に必要な機械、機材等を整備すること。

エ　普及指導員の研修

漁業の動向及び漁業技術の進歩に対応し、的確な普及活動を推進するため、計画的な研修を実施し、普及指導員の資質の向上を図るとともに、国が実施する研修に普及指導員を派遣すること。

（２）普及事業の実施

都道府県知事は、普及事業を実施するに当たっては、（１）のアからエまでの事業が相互有機的な関連を持って効率的に行われるよう努めるものとする。

（３）普及事業の運営指針及び実施方針

ア　運営指針の策定

水産庁長官は、普及事業の効率的な運営を図るため、都道府県の意見を聴いて、次に掲げる事項を内容とする普及事業の運営に関する指針（以下「運営指針」という。）を定めるものとする。

（ア）普及指導体制の整備に関する基本的事項

（イ）普及活動の効率化に関する基本的事項

（ウ）普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

（エ）その他普及事業の運営に関する基本的事項

イ　実施方針の策定

普及事業を実施する都道府県知事は、運営指針を基本として、次に掲げる事項を内容とする普及事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めるものとする。

（ア）普及指導体制の整備に関する基本的事項
（イ）普及活動の効率化に関する基本的事項
（ウ）普及指導員の資質の向上に関する基本的事項
（エ）その他普及事業の運営に関する基本的事項

ウ　実施方針の報告

都道府県知事は、実施方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、水産庁長官に報告するものとする。

（４）事業実施計画書の提出

普及事業を実施する都道府県知事は、水産庁長官が別に定めるところにより、毎年度水産業改良普及事業実施計画書を作成し、水産庁長官に提出するものとする。これを変更したときも、同様とする。

（５）普及組織の整備

ア　普及指導員の設置

都道府県は、普及事業を行うため、普及指導員を置くことができる。

普及指導員は、行政職の職員をもって充てる。

イ　普及指導員の配置

（ア）普及指導員は、普及指導員室に配置するものとする。

（イ）配置規程等

普及指導員の配置、駐在及び服務等に関して都道府県知事は、別に規程、要領等を定めるものとする。

（６）普及指導員の職務

普及指導員は、次に掲げる業務を行う。

ア　試験研究機関と密接な連絡を保ち専門技術等に関する事項について調査を行うこと。

イ　漁業者に接触して技術及び知識の普及指導に当たること。

（７）普及指導員の活動の円滑化

ア　都道府県は、普及指導員の行う調査及び普及活動と試験研究機関の行う普及事業に必要な新技術等の試験研究とが密接な連絡を保ちながら行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

イ　都道府県は、普及指導員の任務の遂行について、他の区域の普及指導員又は自己の区域の水産分野での男女共同参画及び漁村生活等の指導を行う職員（以下「男女共同参画等を担当する職員」という。）との連携を保ちつつ普及活動が円滑かつ効果的に遂行できるよう留意するものとする。

（８）普及指導員の任用資格

次の資格のいずれかに該当する者でなければ、普及指導員に任用されることはできない。

ア　農林水産大臣が実施する水産業普及指導員資格試験（別表４水産業普及指導員資格試験実施要領により実施）に合格した者

イ　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（短期大学を除く。）、独立行政法人水産大学校法（平成１１年法律第１９１号）による独立行政法人水

産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成１２年政令第３３３号）による改正前の農林水産省組織令（平成１２年政令第２５３号）による水産大学校又は旧農林水産省組織令（昭和２７年政令第３８９号）による水産大学校（以下「水産大学校」と総称する。）において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で、国若しくは地方公共団体の試験研究機関、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）による試験研究機関若しくは学校教育法による大学、水産大学校若しくは財団法人漁村教育会（昭和２３年５月１日に財団法人漁村教育会という名称で設立された法人をいう。）全国漁業協同組合学校において、水産業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間若しくは水産業に関する技術についての普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が最近１５年のうち１２年以上に達するもの

ウ　外国において、イに規定する者に相当する学歴又は職歴を取得したと認められる者

エ　この要領による廃止前の水産業改良普及事業推進要綱第９条の（１）の水産業普及指導員資格試験に合格した者

オ　平成１７年４月１日付で廃止された水産業改良普及事業推進要綱等の制定について（昭和４０年４月２１日付４０水調第１８１号農林事務次官依命通知）別紙2の要領に基づき実施された水産業専門技術員資格試験に合格した者

（９）普及指導員の資質の向上

普及事業の主体は、普及指導員の教育的活動であり、普及指導員の能力が本事業の成否を左右するものであるから、これら職員の普及指導能力の向上を図ることが重要である。特に、最近における漁業技術の高度化、経営の近代化、漁業従事者の資質の向上等に対応できるよう普及指導能力を高めるため、国及び都道府県は、普及指導員の研修実施等により、その資質の向上に努めるものとする。

(10) 関連施策との連携

ア　漁村生活に関する普及指導における男女共同参画等を担当する職員との連携

普及事業の目的を達成するためには、生活技術の向上と経営の近代化を促進するとともに、併せて漁村生活の合理的改善の普及指導が推進される必要がある。この重要な側面である漁村生活に関する普及指導については、普及指導員は常に男女共同参画等を担当する職員との連携を密にして本事業の総合的な効果が発揮されるよう努めるものとする。

イ　水産業に係る共同利用施設整備等との連携

水産業に係る共同利用施設整備等の推進に当たり、普及指導員は、その方針の樹立に参画し、必要な資料を提供し、特に実施過程においては技術的経営的立場からの指導又は助言をする等、共同利用施設担当職員等と緊密な連携を図って相互に援助協力を行うものとする。

(11) 漁業の担い手の育成確保

都道府県は、沿岸漁業等振興諸事業の推進と相まって、漁村における漁業の担

い手を対象にそのグループ等の組織化を図るとともに、当該グループの組織的な学習及び交流活動等により漁業の担い手の育成確保に努めるものとする。

(12) 普及協力体制の育成

国及び都道府県は、各種の漁村の研究グループ及び水産業改良普及協力団体等を育成強化するとともに、市町村、教育機関、漁業協同組合及び漁業士（水産庁長官が別に定める漁業士をいう。）等との連携協力を保って、普及事業の円滑な推進と、その効果の波及促進を図るものとする。

5　漁港防災対策支援事業

（１）防災・減災対策に取組む漁港及び漁村において、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止及び被災時の応急対策に資するものとして事業実施主体が行う事業の実施に必要な経費に充当する。

（２）事業実施主体は、事業目的を達成するため、事業目的ごとに水産庁長官が別に定める事業メニューの中から適切なものを選択し実施するものとする。

（３）事業メニュー、事業実施主体、採択基準及び交付率は、別表１に掲げるとおりとする。

（４）本事業を実施しようとする地区のうち、水産庁長官が別に定める実施要件に掲げる地区は、災害に強い漁業地域づくり事業実施要領（平成７年４月１日付け７水港第１０７０号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業基本計画（以下「災害に強い漁業地域づくり事業基本計画」という。）を策定するものとする。

（５）事業計画の策定及び審査

ア　交付金の交付を受けようとする事業実施主体は、別記様式第７号により、選択した事業メニュー、事業費、本交付金の要望額その他必要な事項を記載した事業計画を地区ごとに策定することとする。

イ　国は、事業計画の審査に当たって、実施要件を満たしているかどうか、事業内容が妥当であるかどうか、及びその実施により事業目的の達成が可能かどうかを審査し、適切であると認める場合には、交付金を配分するものとする。

（６）事業計画の変更

ア　交付金の交付を受けた事業実施主体は、以下に定めるところにより、事業計画の変更ができるものとする。

（ア）補助率の範囲内で、事業計画における補助金の配分を変更することができるものとする。

（イ）（ア）の場合においては、水産庁長官に対する事業計画の変更の協議を要しない。

（ウ）次に定める場合は、水産庁長官に対する事業計画の変更の協議を要するものとする。

ａ　事業の追加、大幅な変更又は廃止をする場合

ｂ　実施地区又は実施主体を変更する場合

ｃ　災害に強い漁業地域づくり事業基本計画の変更に伴い、事業計画を変更する場合

イ　アの（ウ）による協議は、別記様式第８号により行うものとする。
ウ　内閣府沖縄総合事務局長は、沖縄県からイによる書類の提出を受けた場合は、水産庁長官にその写しを送付するものとする。

（７）事業計画の提出

ア　（５）の事業計画の提出及び（６）の事業計画の変更の協議については、事業実施主体が水産業協同組合の場合は管轄市町村及び都道府県を経由、事業実施主体が市町村の場合は管轄都道府県を経由して水産庁長官に提出するものとする。その際、都道府県は、各事業計画が災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づく地域防災計画に整合していることを確認の上、提出するものとする。（ただし、沖縄県内で事業を実施する場合は、沖縄県から内閣府沖縄総合事務局を経由して水産庁長官に提出するものとする。）
イ　アの規定にかかわらず、瀬戸内海漁業調整事務所管内の府県及び九州漁業調整事務所管内の県にあっては、それぞれ瀬戸内海漁業調整事務所及び九州漁業調整事務所を経由して水産庁長官に提出するものとする。

第３　水産関係地方公共団体交付金等の交付

１　国は、事業計画（漁業調整委員会等交付金及び離島漁業再生支援交付金を除く。）を提出した都道府県知事等に対して、予算の範囲内において、交付金等を、水産関係地方公共団体交付金等交付要綱（平成２２年３月２６日付け２１水港第２６３２号農林水産事務次官依命通知）に定めるところにより交付するものとする。
２　離島漁業再生支援交付金については、毎年度、予算の範囲内において、市町村が当該交付金の交付に要する経費のうち、第２の２の（５）のエの（イ）の表中①により算定された額に相当する額につき、都道府県に対して交付するものとする。
３　水産業強化対策事業の推進に必要な資金については、水産庁長官が別に定めるところにより、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）資金及び漁業近代化資金の融通を受けることができるものとする。
４　交付金の交付を受けた都道府県知事が、市町村に対して、交付を受けた交付金を交付する場合には、この要領に準じて、市町村の自主性を活かした水産施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。

第４　事業の実施状況の確認

水産庁長官は、水産関係地方公共団体交付金等交付要綱（平成２２年３月２６日付け２１水港第２６３２号農林水産事務次官依命通知）第11の規定に基づき報告を受けた事業計画の実施状況が低い水準に止まっている場合には、都道府県知事等に対し、その理由及び成果目標達成の見通しを明らかにすることを求めるとともに改善の指導を行うものとする。

第５　委任

水産関係地方公共団体交付金等の交付の実施に関し必要な事項は、この要領に定めるもののほか、水産庁長官が別に定めることとする。

附　則

１　次に掲げる要領（以下「旧要領」という。）は廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要領の規定により行うこととされている報告等については、なお従前の例によることとする。

（１）水産業改良普及事業推進要綱等の制定について（平成１７年３月１６日付け１６水推第１０２３号農林水産事務次官依命通知）

（２）強い水産業づくり交付金実施要綱（平成１７年３月２３日付け１６水港第３２３５号農林水産事務次官依命通知）

（３）強い水産業づくり交付金実施要領（平成１７年３月２３日付け１６水港第３２３７号水産庁長官通知）

（４）離島漁業再生支援交付金実施要領（平成１７年４月１日付け１６水漁第２３５６号農林水産事務次官依命通知）

（５）離島漁業再生支援推進交付金実施要領（平成１７年４月１日付け１６水漁第２３５５号農林水産事務次官依命通知）

２　平成２１年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附　則

平成２３年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお従前の例によることとする。

附　則

１　平成２４年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお従前の例によることとする。

２　地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年４月１日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知）別紙38（水産業強化対策整備事業に係る運用）第２の（３）及び（５）の規定により水産庁長官に提出され、審査を受けた事業計画は、第２の５の（５）の規定により水産庁長官が適切であると認めた計画であるとみなすこととする。なお、当該事業計画に基づき実施してきた事業であって、平成25年●月●日以降、本交付金を充てて事業を実施するものについては、本交付金へ移行されたものとみなす。

３　２の規定により本交付金へ移行された事業の事業メニューごとの実施要件については、水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年３月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）の別表によるものとする。

別表１（第２の関係）

事業分類	事　業　内　容	事業実施主体	採択基準	交付率
Ｉ　水産業強化対策整備交付金（漁港防災対策支援事業を除く。）	１　資源増養殖目標 （１）事業費 ア　水産資源増殖施設及び内水面施設の整備によるつくり育てる漁業の推進を図るため次の事業を行う。(附帯事業を除く。) ①資源回復支援の強化 ②さけ・ます資源の基盤強化 ③内水面資源の基盤強化 ④内水面漁業の近代化	①都道府県 ②都道府県、市町村、漁協、漁連、漁業生産組合又は人工ふ化放流事業を行う団体（法人でない団体にあっては、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約を有しているものに限る。） ③、④都道府県、市町村、漁協、漁連、漁業生産組合又は水産庁長官が適当と認める者 都道府県、市町村、漁協、漁連、漁業生産組合、人工ふ化放流事業を行う団体又は水産庁長官が適当と認める者	環境との調和に配慮した水産資源の維持・増養殖及びその安定供給又は、内水面地域の活性化に資するものであること	①から③については定額(1/2以内) ④については定額(1/2以内)及び定額(1/3以内)
	イ　地域提案事業 都道府県知事が成果目標を達成するために、当該都道府県下が抱える特有の課題に対処するために必要な事業を行う。			水産庁長官が適切と認めた交付率
	（２）附帯事務費 都道府県が（１）の事業（①の事業を除く。）の実施の指導等を行う。			定額(1/2以内)
	（３）附帯事業費 施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施する。			定額(1/2以内)

	２　経営構造改善目標（注） （１）事業費 ア　水産業生産基盤としての共同利用施設等の整備による効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るため次の事業を行う。（附帯事業を除く。） ①漁業収益力の強化（ａ漁場造成・資源管理対策、ｂ漁業生産性向上対策） ②水産物流通機能の強化 ③労働環境の改善 ④燃油高騰対策の強化 ⑤ノリ養殖業の構造調整・競争力強化 ⑥漁業演習船の整備	各メニューの内容ごとに水産庁長官が別に定める。	費用・便益分析（Ｂ／Ｃ≧１（計画単位））ただし、水産庁長官が別に定める一部施設に着いては、Ｂ／Ｃを1.0とみなすことができる。）	各メニューの内容ごとに水産庁長官が別に定める。
	イ　地域提案事業 都道府県知事又は市町村長が成果目標を達成するために、当該都道府県又は市町村下が抱える特有の課題に対処するために必要な事業を行う。			水産庁長官が適切と認めた交付率
	（２）附帯事務費 ア　都道府県附帯事務費 都道府県が行う（１）の事業の実施の指導等のためにする次の事業を行う。 （ア）漁業経営構造改善指導職員設置 （イ）事業実施指導の実施 （ウ）事業推進協議会の開催 イ　市町村附帯事務費 市町村が行う（１）の事業の実施の指導等を行う。			定額(1/2以内)
	（３）附帯事業費 施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施する。			定額(1/2以内)
	３　漁港機能高度化目標 （１）事業費 ア　漁港漁場の機能向上や利用の円滑化及び付	都道府県、市町村、水産業協同組合等	費用・便益分析	①定額(1/2以内)、沖縄定額

	加価値創造型漁業地域づくりに必要な施設整備を促進する次の事業を行う。（附帯事業を除く。） ①漁港漁場の高度利用のための整備 ②付加価値創造型漁業地域づくりのための整備		(B/C≧１（計画単位））ただし、減災対策施設については、B/Cを１.0とみなすことができる。	(2/3以内））ただし、生活排水処理施設は、定額（地方公共団体の助成額の1/2又は35万円のいずれか少ない額 ②定額(1/2以内)沖縄定額(2/３以内））ただし、離島の減災対策施設については5.5/10以内
	イ　地域提案事業 都道府県知事が成果目標を達成するために、当該都道府県下が抱える特有の課題に対処するために必要な事業を行う。			水産庁長官が適切と認めた交付率
	（２）附帯事務費 ア　都道府県附帯事務費 都道府県が行う（１）の事業の実施の指導等を行う。 イ　市町村附帯事務費 市町村が行う（１）の事業の実施の指導等を行う。			定額(1/2以内)
	（３）附帯事業費 施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調査・調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施する。			定額(1/2以内)
Ⅱ　水産業強化対策推進交付金（漁港防災対策支援事	１　資源管理目標 （１）水面利用調整の推進	都道府県、漁協、漁連、公益法人、漁協等が組織する団体（漁協又は漁協及び市町村が合同	漁場利用の調整、実態調査等や国際漁場に隣接する境	定額(1/2以内)

業を除く。）	 （２）地域提案事業 都道府県知事が成果目標を達成するために、当該都道府県下が抱える特有の課題に対処するために必要な事業を行う。	で構成する法人でない団体であって代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約を有しているものとする。）	界水域における操業の管理等に資するものであること	 水産庁長官が適切と認めた交付率
	２　資源増養殖目標 （１）災害復旧の推進①錦鯉生産地の震災復旧、②適正養殖規範（ＧＡＰ）の普及推進事業を行う。 （２）地域提案事業 都道府県知事が成果目標を達成するために、当該都道府県下が抱える特有の課題に対処するために必要な事業	①都道府県、市町村、漁協、漁連、公益法人又は水産庁長官が適当と認める者 ②都道府県、市町村、漁協、漁連、公益法人又は水産庁長官が適当と認める者	①については、内水面地域の活性化に資するものであること。 ②については養殖水産物の危害の未然防止と養殖水産物全般に係る消費者の信頼性の向上が図られるものであること。	①については定額、定額(1/2以内) ②については、定額(1/2以内) 水産庁長官が適切と認めた交付率
Ⅲ　水産業改良普及事業交付金	１　普及指導員設置費 都道府県が行う水産業普及指導員の設置 ２　普及活動費 都道府県が設置した水産業普及指導員により普及活動を行う。	都道府県		定額

	３　普及指導員室運営費 　巡回指導施設、普及活動機材等の設置等、水産業普及指導員室の運営 ４　普及指導員研修費 　水産業普及指導員の研修の実施			
Ⅳ　漁業調整委員会等交付金	１．漁業調整委員会が漁業法及び水産資源保護法その他漁業に関する法令を実施するために要する経費に対し、交付金を交付する。 ２．内水面漁場管理委員会が漁業法及び水産資源保護法その他漁業に関する法令を実施するために要する経費に対し、交付金を交付する。	都道府県		定額
Ⅴ　離島漁業再生支援交付金	水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日付け21水港第2631号農林水産事務次官依命通知）第２の２の（５）のエにより市町村が集落協定に基づいて交付金を交付する。	市町村		定額
Ⅵ　離島漁業再生支援推進交付金	（１）都道府県推進事業 　都道府県が水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成２２年３月２６日付け２１水港第２６３１号農林水産事務次官依命通知）第２の３の（２）のアの規定に基づいて行う事業 　ア　推進指導事務 　イ　審査事務 　ウ　その他推進事業の実施	都道府県		定額
	（２）市町村推進事業 　市町村が水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成２２年３月２６日付け２１水港第２６３１号農林水産事務次官依命通知）第２の３の（２）のイの規定に基づいて行う事業 　ア　推進事務 　イ　確認事務 　ウ　交付事務	市町村		定額
Ⅶ　漁港防	防災・減災対策に取組む漁港及び漁村におい	水産庁長官が別に定め	災害に強い漁	

災対策支援事業	て、地震や津波による災害の未然防止、被害の拡大防止及び被災時の応急対策に資する事業	る。	業地域づくり事業基本計画の達成のために事業の実施が適当であると認められるものであること。	
	1　施設整備事業			定額（1/2以内）、沖縄定額(2/3以内)、離島定額（5.5/10以内）
	2　防災対策推進事業			定額(1/2以内)

（注）経営構造改善目標に限り都道府県知事等による広域施設整備を行うことができるものとする。（広域施設整備とは都道府県を越えた複数の市町村による施設整備のことをいう。）

別表２（第２の１の（４）関係）

政策目的	政策目標	メニュー	実施要件	実施主体	交付率
１　水産資源の持続的な利用・管理の推進	資源管理目標 （我が国周辺水域内の資源回復の推進）	資源管理体制・機能強化の推進 （１）水面利用調整の推進	漁場利用の調整、実態調査等や国際漁場に隣接する境界水域における操業の管理等に資するものであること	都道府県、漁協、漁連、公益法人、漁協等が組織する団体（漁協又は漁協及び市町村が合同で構成する法人でない団体であって代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約を有しているものとする。）	定額（１／２以内）
	資源増養殖目標 （ハード事業） （水産資源増殖施設及び内水面施設の整備によるつくり育てる漁業の推進）	１　資源回復支援の強化	環境との調和に配慮した水産資源の維持・増養殖及びその安定供給又は、内水面地域の活性化に資するものであること	都道府県	定額（１／２以内）
		２　さけ・ます資源の基盤強化		都道府県、市町村、漁協、漁連、漁業生産組合又は人工ふ化放流事業を行う団体（法人でない団体にあっては、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約を有しているものに限る。）	定額（１／２以内）
		３　内水面資源の基盤強化		３、４については、都道府県、市町村、漁協、漁連、漁業生産組合又は水産庁長官が適当と認める者	定額（１／２以内）
		４　内水面漁業の近代化			定額（１／３以内）
		５　１から４までのメニューの附帯事業		都道府県、市町村、漁協、漁連、漁業生産組合、人工ふ化放流事業を行う団体又は水産庁長官が適当と認める者	定額（１／２以内）

	（ソフト事業） 〔錦鯉生産地の震災復旧の推進〕	錦鯉生産地の震災復旧支援	内水面地域の活性化に資するものであること	都道府県、市町村、漁協、漁連、公益法人又は水産庁長官が適当と認める者	定額、定額（１／２以内）
	（ソフト事業） 〔適正養殖規範（ＧＡＰ）の普及推進〕	適正養殖規範（ＧＡＰ）の普及推進	養殖水産物の危害の未然防止と養殖水産物全般に係る消費者の信頼性の向上が図られるものであること。	都道府県、市町村、漁協、漁連、公益法人又は水産庁長官が適当と認める者	定額（１／２以内）
２　水産業経営の強化	経営構造改善目標 〔水産業生産基盤としての共同利用施設等の整備による効率的かつ安定的な漁業経営の育成〕	１　漁業収益力の強化 ア）漁場造成・資源管理対策 イ）漁業生産性向上対策 ２　水産物流通機能の強化 ３　労働環境の改善 ４　燃油高騰対策の強化 ５　ノリ養殖業の構造調整・競争力強化 ６　漁業演習船の整備 ７　１から６までのメニュー	費用・便益分析 （Ｂ／Ｃ≧１（計画単位）） ただし、水産庁長官が別に定める一部施設については、Ｂ/Ｃを１．０とみなすことができる。 この他、必要な採択基準については、水産庁長官が別に定める。	各メニューの内容ごとに水産庁長官が別に定める。	

		の附帯事業			
３　漁港機能の高度化	漁港機能高度化目標 （漁港漁場の機能向上や利用の円滑化及び付加価値創造型漁業地域づくりに必要な施設整備を促進）	（１）漁港漁場の高度利用のための整備 （２）付加価値創造型漁業地域づくりのための整備 （３）（１）及び（２）の附帯事業	費用・便益分析（Ｂ／Ｃ≧１（計画単位））ただし、減災対策施設については、Ｂ/Ｃを１．０とみなすことができる。	都道府県、市町村、水産業協同組合等	定額（１/２以内)、沖縄定額（２/３以内)ただし、生活排水処理施設は、定額（地方公共団体の助成額の１/２又は３５万円のいずれか少ない額 定額（１/２以内)、沖縄定額（２/３以内）ただし、離島の減災対策施設については５．５/１０以内 定額（１/２以内）

（注）経営構造改善目標に限り都道府県知事等による広域施設整備（都道府県を超えた複数の市町村による施設整備をいう。）を行うことができるものとする。

別表３（第２の１の（１０）関係）

（１）水産資源の持続的な利用・管理の推進

政　策　目　標	成 果 目 標 及 び ポ イ ン ト 数
資源管理目標 〔我が国周辺水域内の資源回復の推進〕	１　海面に係る施策を実施する都道府県 漁場利用調整・指導等・・・・・・・・・・・・・・２ポイント 漁場利用等実態調査・・・・・・・・・・・・・・・１ポイント 国際漁場に隣接する境界水域における操業管理等・６ポイント ２　内水面に係る施策のみ実施する都道府県 漁場利用調整・指導等・・・４ポイント 漁場利用等実態調査・・・・２ポイント 関係者意向調査・・・・・・２ポイント （１）「漁場利用調整・指導等」とは、関係者の話し合いの場の設定を通じた漁場利用調整の実施･指導（内水面については、水産動植物に悪影響を及ぼす外来魚の移植防止の啓発・駆除事業の推進に係る協力要請の実施･指導を含む。）をいう。 （２）「漁場利用等実態調査」とは、トラブルが生じている地域の漁場利用等の実態調査をいう。 （３）「国際漁場に隣接する境界水域における操業管理等」とは、国際漁場に隣接する境界水域における操業の管理の徹底や外国漁船とのトラブル防止のための操業指導をいう。 （４）「関係者意向調査」とは、地元漁協及び釣り人等の意向調査をいう。
資源増養殖目標 （ハード事業） 〔水産資源増殖施設及び内水面施設の整備によるつくり育てる漁業の推進〕	（ハード事業（附帯事業のみの計画を除く。）） １　（１）＋（２）を獲得ポイント数とする。 （１）向上率の割合 ＝（(目標値－現状値※(ア)) ／現状値×１００）で計算する 向上率の割合　５％以上・・・・・・・・・・・５５ 向上率の割合　４％以上・・・・・・・・・・・４５ 向上率の割合　３％以上・・・・・・・・・・・３５ 向上率の割合　２％以上・・・・・・・・・・・２５ 向上率の割合　１％以上・・・・・・・・・・・１５ 向上率の割合　１％未満・・・・・・・・・・・・５ （例） ア　水産資源の放流数の増加率 （目標値：目標年度の放流数、現状値：現在の放流数） イ　種苗の生産率の向上率 （目標値：目標年度の生産率※(イ)、現状値：現在の生産率） ウ　来訪者の増加率 （目標値：目標年度の来訪者数、現状値：現在の来訪者数） 等

	※(ア)　原則として過去３ヵ年の平均とする。 ※(イ)　放流数÷最終収容卵数 （２）下記に該当する場合、１項目につき５ポイントを加算する。 ア　緊急に支援措置を必要とするもの イ　環境の改善に資するもの ウ　地域の活性化を促進するために必要なもの エ　総務省が実施する頑張る地方応援プログラムにより、地方公共団体が策定するプロジェクトの構成要素となっているもの オ　都道府県が整備する施設については都道府県が作成している計画等に記載されているもの カ　その他の施策・事業との関連において重要なもの （ハード事業のうち附帯事業のみの計画） 附帯事業は本体事業である当該目標に位置づけられた附帯事業以外のメニュ ーの内容とあわせて実施することが基本であり、そのポイント付けについては、上記（ハード事業（附帯事業のみの計画を除く。））のポイント付けによるものとするが、附帯事業のみの計画として取り扱わざるを得ない場合のポイント付けについては、以下のとおりとする。 次の１及び２のポイントの合計により算出する。 １　計画ポイント 次の項目に該当する場合は所定のポイントを付与。 ［各２ポイント］ （１）実施主体が従来行っていた事業内容ではなく、新規の事業内容であるもの （２）施設整備の内容、実施主体、実施年度、実施箇所が具体化しているもの （３）附帯事業と施設整備を同一年度に実施する又は附帯事業と施設整備を連続する年度に実施するもの （４）附帯事業の実施主体と想定される施設整備の実施主体が同一である又は附帯事業の実施主体と施設整備の実施主体との協議が整っているもの （５）総務省が実施する頑張る地方応援プログラムにより、地方公共団体が策定するプロジェクトの構成要素となっているもの ２　都道府県重点化ポイント 都道府県に計画数×３ポイントの持ち点を与え、それを施策の重要性に応じて各計画に６ポイントを上限に自由に配分。
（ソフト事業） 〔錦鯉生産地の震災復旧の推進〕	（錦鯉生産地の震災復旧の推進関係） 新潟県中越地震で被災した錦鯉生産地における錦鯉養殖業の生産再開率 （生産再開経営体数／被災した経営体数）
〔適正養殖規範（ＧＡＰ）の普及推進〕	（適正養殖規範（ＧＡＰ）の普及推進関係） １　都道府県ごとに定める成果目標の指標 実施要綱第３の２に規定する都道府県ごとに定める成果目標の指標は、次のとおりと

	する。 （１）適正養殖規範（ＧＡＰ）を適用した魚類養殖生産量 （２）都道府県の魚類養殖生産量のうち適正養殖規範（ＧＡＰ）を適用した生産量の占める割合 ２　ポイントの配分 実施要領第３の（２）に規定するポイントは、次に掲げる方法で得られたものとする。 （１）上記１の（１）の魚類養殖生産量１００トン毎に１ポイントを付与。 （２）上記１の（２）の割合に応じて、上記(1)のポイントを次のとおり割増。 １割未満：　×１．０　　　５割以上７割未満：×１．３ １割以上３割未満：×１．１　　　７割以上９割未満：×１．４ ３割以上５割未満：×１．２　　　９割以上　　　：×１．５ （参考：国の成果目標） 平成２５年度までに国内の魚類養殖生産量の８割において、適正養殖規範（ＧＡＰ）の適用を図る。

（２）水産業経営の強化

政　策　目　標	成 果 目 標 及 び ポ イ ン ト 数
経営構造改善目標 〔水産業生産基盤としての共同利用施設等の整備による効率的かつ安定的な漁業経営の育成〕	（ハード事業（附帯事業のみの計画を除く。）） 次の１～４のポイントの合計により算出する。 １　費用・便益分析ポイント（Ｂ/Ｃ） 費用・便益分析（Ｂ/Ｃ）の値に対してポイントを付与 Ｂ/Ｃ≧５・・・・・・・・・・・・・・・・・１５ポイント ５＞Ｂ/Ｃ≧４・・・・・・・・・・・・・・・・・１２ポイント ４＞Ｂ/Ｃ≧３・・・・・・・・・・・・・・・・・　９ポイント ３＞Ｂ/Ｃ≧２・・・・・・・・・・・・・・・・・　６ポイント ２＞Ｂ/Ｃ１・・・・・・・・・・・・・・・・・　３ポイント ２　経営改善等への寄与度ポイント 施設整備によって見込まれる経営改善、流通合理化等への寄与度の高い順に、次の方法によりポイントを付与する。 （１）実施主体は、各計画ごとに以下の項目に該当する場合は、１項目を選択し、選択した項目の寄与度（％）を算出する。 ①漁業生産に係る経費の削減率 漁労支出について、現状からの削減率を寄与度とし、以下により算出する。 漁業生産に係る経費の削減率（％）＝１００－計画期間内の漁労支出／現状の漁労支出×１００ ②水産物の流通経費の削減率 荷さばき施設を含む水産物の各種の流通関連施設の維持管理経費について、現状からの削減率を寄与度と し、以下により算出する。

水産物の流通経費の削減率（％）＝１００－計画期間内の流通に係る経費／現状の経費×１００

③水産物の販売額の向上率

漁労収入について、現状からの向上率を寄与度とし、以下により算出する。

水産物の販売額の向上率（％）＝計画期間内の販売額／現状の販売額×１００－１００

④水産物の販売量・取扱量の増加率

水産物の販売量・取扱量について、現状からの増加率を寄与度とし、以下により算出する。

水産物の販売量・取扱量の増加率（％）＝計画期間内の販売量・取扱量／現状の販売量・取扱量×１００－１００

⑤漁労所得の増加率

漁労所得について、現状からの増加率を寄与度とし、以下により算出する。

漁労所得の増加率（％）＝計画期間内の漁労所得／現状の漁労所得×１００－１００

（２）国は、（１）の各項目ごとに各事業計画の寄与度を偏差値に換算し、この偏差値をもとに１０ポイントを上限とし各事業計画にポイントを付与する。

３　都道府県等重点化ポイント

都道府県等に計画数×１０ポイントの持ち点を与え、それを施策の重要性に応じて各計画に２５ポイントを上限に自由に配分。

４　水産政策該当ポイント

次の各項目に該当する場合は所定のポイントを付与、付与できるポイントは最大で２５ポイントまでとする。

［５ポイント］

（１）改善計画（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づくものをいう。）において記載される漁業経営の改善の内容に不可欠であるもの又はノリ養殖業構造改革計画において記載される施設整備であるもの

（２）産地市場再編整備計画（水産物産地市場の統廃合及び経営合理化に関する方針に基づくものをいう。）において記載される再編整備等に必要であるもの

（３）漁業構造改革総合対策事業（水産業体質強化総合対策事業実施要綱第３の１に規定する事業をいう。）において改革計画に記載される取組の内容に必要であるもの

（４）漁村再生計画（漁村再生交付金実施要領に基づくものをいう。）において記載される施設整備であって当該計画において明確に位置付けられているもの

（５）合併及び事業経営計画（漁業協同組合合併促進法に基づくものをいう。）において記載される漁協合併に伴う施設の統合整備に必要であるもの

（６）資源管理協定（海洋水産資源開発促進法に基づくものをいう。）において記載される取組の内容を支援するものであって取組の内容と明確な関連があ

り、取組に必要なもの
（７）資源管理計画（資源管理計画作成要領の制定についてに基づくものをいう。）において記載される取組の内容を支援するものであって取組の内容と明確な関連があり、取組に必要なもの
（８）漁場改善計画（持続的養殖生産確保法に基づくものをいう。）において記載される取組の内容を支援するものであって､取組の内容と明確な関連があり、取組に必要なもの
（９）水産物流通機能高度化対策事業基本計画において記載される施設整備であって水産物の衛生管理に資するもの
（10）災害に強い漁業地域づくり事業基本計画において記載される施設整備であるもの
（11）新規漁業就業者確保基金事業計画（水産関係民間団体事業実施要領に基づくものをいう。）において記載される取組の内容に必要であるもの
（12）その他の国が推進する施策・事業との関連において必要と認められるもの
［３ポイント］
（１）燃油・資材価格の高騰対策の取り組みに資するものであって、漁業者が直接的に負担している燃油・資材の価格の低減を図るもの
（２）陸上から水域への負荷の低減に資するものであって、水産廃棄物処理を推進するもの
（３）離島漁業の条件不利の克服に資するもの
（４）水産物の衛生管理に資するものであって、上記（９）の該当がない施設整備であるもの
（５）中核的漁業者協業体が実施する漁業共同改善計画に記載される取り組み等に資する施設整備であるもの
（６）沿岸漁業者経営改善促進グループが実施する漁業共同改善計画に記載される取り組み等に資する施設整備であるもの
（７）認定漁協、合併漁協の支援に資するもの
（８）女性の水産業への参画に資するもの
（９）漁村地域力向上のための事業多角化や都市交流等の地域活性化の取り組みに資するものであって計画的に実施されるもの
（10）漁業の労働環境の改善に資するもの
（11）水産加工品における輸入水産物利用から国産水産物利用への転換に資するもの
［１ポイント］
（１）農林水産省木材利用推進計画において推進している取り組みに合致するもの
（２）農商工等連携促進法において定める事業計画に基づく取り組みに資するもの

（ハード事業のうち附帯事業のみの計画）

	附帯事業は本体事業である当該目標に位置づけられた附帯事業以外のメニューの内容とあわせて実施することが基本であり、そのポイント付けについては、上記（ハード事業（附帯事業のみの計画を除く。））のポイント付けによるものとするが、附帯事業のみの計画として取り扱わざるを得ない場合のポイント付けについては、以下のとおりとする。 次の１及び２のポイントの合計により算出する。 １　計画ポイント　　次の項目に該当する場合は所定のポイントを付与。 ［各２ポイント］ （１）実施主体が従来行っていた事業内容ではなく、新規の事業内容であるもの （２）施設整備の内容、実施主体、実施年度、実施箇所が具体化しているもの （３）附帯事業と施設整備を同一年度に実施する又は附帯事業と施設整備を連続する年度に実施するもの （４）附帯事業の実施主体と想定される施設整備の実施主体が同一である又は附帯事業の実施主体と施設整備の実施主体との協議が整っているもの ２　都道府県等重点化ポイント 都道府県等に計画数×３ポイントの持ち点を与え、それを施策の重要性に応じて各計画に６ポイントを上限に自由に配分。

（３）漁港機能の高度化

政　策　目　標	成果目標及びポイント数
漁港機能高度化目標 （漁港漁場の高度利用及び付加価値創造型漁業地域づくりに必要な施設整備を促進）	（ハード事業（附帯事業のみの計画を除く。）） 次の１～３のポイントの合計により算出する。 １　費用・便益分析（Ｂ/Ｃ）ポイント 費用・便益分析（Ｂ/Ｃ）の値に対してポイントを付与。 Ｂ/Ｃ≧５・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５ポイント ５＞Ｂ/Ｃ≧４・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０ポイント ４＞Ｂ/Ｃ≧３・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５ポイント ３＞Ｂ/Ｃ≧２・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０ポイント ２＞Ｂ/Ｃ≧１・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５ポイント ２　都道府県重点化ポイント 都道府県に計画数×１０ポイントの持ち点を与え、それを施策の重要性に応じ各計画に２５ポイントを上限に自由に配分。 ３　水産政策該当ポイント 次の各項目に該当する場合はそれぞれ示した方法でポイントを付与し、合計する。 ［施策別項目］各１ポイント （１）資源管理型漁業・つくり育てる漁業の推進

（２）海洋環境の保全と創造

（３）生産労働効率化・近代化・担い手支援

（４）水産物流通の効果と効率化と品質、付加価値の向上

［地域別項目］３ポイント

法令等に基づく地域指定（離島、小笠原、奄美、沖縄）

［漁村地域の活性化項目］各１ポイント最大１０ポイント

（１）漁港内の事故防止、安全対策

（２）遊漁者等との利用調整、円滑化

（３）安全性、快適性等の就労環境の改善

（４）漁港の衛生管理対策

（５）漁村地域の環境改善、生活環境の向上

（６）漁港施設の機能向上、漁船・漁具被害の減少

（７）漁場の機能改善、増産効果の向上

（８）自然エネルギーの利用、省エネルギー化

（９）地域資源の活用、海業支援

（10）歴史文化の伝承、景観保全

（11）都市漁村交流の推進

（12）減災対策の強化

［関連事業等の項目］１つでも該当があれば５ポイント

（１）災害に強い漁業地域づくり事業

（２）循環型社会に対応した漁村づくり事業

（３）漁村空間整備事業

（４）その他のネーミング事業

［その他］各１ポイント

（１）男女共同参画への配慮

（２）高齢者対策

（３）他の計画との関連等の緊急性

（４）総務省が実施する頑張る地方応援プログラムにより、地方公共団体が策定するプロジェクトの構成要素となっているもの

（ハード事業のうち附帯事業のみの計画）

附帯事業は本体事業である当該目標に位置づけられた附帯事業以外のメニューの内容とあわせて実施することが基本であり、そのポイント付けについては、上記（ハード事業（附帯事業のみの計画を除く。））のポイント付けによるものとするが、附帯事業のみの計画として取り扱わざるを得ない場合のポイント付けについては、以下のとおりとする。

次の１及び２のポイントの合計により算出する。

１　計画ポイント

次の項目に該当する場合は所定のポイントを付与。

［各２ポイント］

	（１）実施主体が従来行っていた事業内容ではなく、新規の事業内容であるもの （２）施設整備の内容、実施主体、実施年度、実施箇所が具体化しているもの （３）附帯事業と施設整備を同一年度に実施する又は附帯事業と施設整備を連続する年度に実施するもの （４）附帯事業の実施主体と想定される施設整備の実施主体が同一である又は附帯事業の実施主体と施設整備の実施主体との協議が整っているもの ２　都道府県重点化ポイント 都道府県に計画数×３ポイントの持ち点を与え、それを施策の重要性に応じて各計画に６ポイントを上限に自由に配分。

別表４　水産業普及指導員資格試験実施要領

水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成２２年３月２６日付け２１水港第２６３１号農林水産事務次官依命通知）第２の４の（８）のアに定める水産業普及指導員資格試験の実施要領を次のように定める。

（試験の回数）

第１　水産業普及指導員資格試験（以下「試験」という。）は、毎年１回行う。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことがある。

（試験方法）

第２　試験は、書類審査、筆記試験及び口述試験とする。

２　書類審査は、第５の１の（２）に掲げる業績報告書及び第５の３に掲げる審査課題に対する報告書について行う。

３　筆記試験及び口述試験は、専門知識、常識その他水産業普及指導員として必要な能力について行う。

（受験資格）

第３　試験は、次の各号のいずれかに該当しなければ受けることができない。

（１）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（短期大学を除く。）、独立行政法人水産大学校法（平成１１年法律第１９１号）による独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成１２年政令第３３３号）による改正前の農林水産省組織令（平成１２年政令第２５３号）による水産大学校又は旧農林水産省組織令（昭和２７年政令第３８９号）による水産大学校において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、次のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が２年以上に達するもの

イ　国、地方公共団体その他法人格を有する団体の水産業に関する試験研究又は学校教育法による高等学校その他これらと同等以上の教育機関における水産業に関する試験研究又は教育

ロ　国、地方公共団体その他法人格を有する団体における水産業に関する普及又は指導

（２）学校教育法による短期大学、同法による高等専門学校において前号に規定する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、前号イ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が４年以上に達するもの

（３）学校教育法による高等学校を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）で、卒業後又は合格後当該試験の実施期日までに第１号イ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が６年以上に達するもの

２　外国における学校（前項の学校を除く。）を卒業した者は、当該学校の修業年限及び課程に応じて農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。

３　外国の行政機関、教育機関又は団体において、水産業に関する技術についての試験研究、教育又は普及若しくは指導に従事した者は、農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の行政機関又は法人格を有する団体において当該在職期間と同一期間試験研究、教育又は普及若しくは指導に従事した者とみなす。

４　前２項の農林水産大臣の認定を受けようとする者は、認定申請書(別記様式第１号）に、第２項に規定する者にあっては当該外国の教育機関を卒業し、又は終了したことを証する書類、前項に規定する者にあっては当該外国の行政機関、教育機関又は団体において水産業に関する技術についての試験研究、教育又は普及若しくは指導に従事した期間につい

ての当該外国の行政機関、教育機関又は団体の発行する証明書を添え、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

5　農林水産大臣は、前項の書類を審査し、相当と認めるときは、認定書を交付し、不相当と認めるときは、その旨を通知する。

（試験実施の公示）

第４　農林水産大臣は、試験を行おうとするときは、試験の実施期日、場所、受験願書の受付期間、その他試験実施上必要な事項を試験期日の６０日前までに公告するものとする。

（受験願書等）

第５　試験を受けようとする者は、受験願書（別記様式第２号）に次に掲げる書類を添え、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

（１）第３の１の（１）から（３）に規定する学歴又は資格を有することを証する書類

（２）第３の１の（１）のイ又はロの職務に従事した期間についての業績報告書（別記様式第３号）

（３）第３第２項又は第３項の認定を受けた者であるときは、同第５項に規定する認定書

2　農林水産大臣は、受験願書を受理したときは、受験票及び水産業改良普及事業に関する審査課題（以下、審査課題）を交付する。

3　試験を受けようとする者は、前項により交付された審査課題に対する報告書を作成し、これを第４の公告に掲げる期日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

（合格の公表及び合格証書）

第６　農林水産大臣は、試験施行後１箇月以内に試験合格者の氏名を公表するとともに、合格者に合格証書（別記様式第４号）を交付する。

2　合格証書を失い、又はき損した者は、再交付申請書（別記様式第５号）を提出して、その再交付を申請することができる。

（不正行為に対する処分）

第７　試験に関し不正行為があった場合は、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

（受験手数料）

第８　受験手数料は、徴収しない。

（試験審査委員）

第９　農林水産大臣は、関係行政庁の職員又は学識経験がある者のうちから試験審査委員を委嘱する。

2　試験審査委員は、試験問題の作成及び採点を行い、その結果を農林水産大臣に答申する。

別記様式第１号（第３の４関係）

認　定　申　請　書

年　　月　　日

農 林 水 産 大 臣 殿

本籍都道府県

現住所

（ふりがな）

氏　　　名

生 年 月 日　　　　年　　月　　日

水産業普及指導員資格試験を受けるため、水産業普及指導員資格試験実施要領第３第４項の規定により下記事項について認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

水産業普及指導員資格試験実施要領第３の○*の規定による事項

（備考）　＊は、「２」、「３」又は「２及び３」のいずれかを記入すること。

別記様式第２号（第５の１関係）

受　験　願　書

農 林 水 産 大 臣 殿

本籍都道府県

現住所

電話番号

（ふりがな）

氏　　　名

生 年 月 日　　　　年　　月　　日

水産業普及指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年　　月　　日

氏　　　　名

受験番号	＊

写　真

（縦45mm×横35mm）

（備考）（１）電話番号は平日の昼間の連絡先とすること。

（２）＊は、空欄とすること。

（３）６月以内に撮影した正面、上半身、無帽の写真を貼付すること。

別記様式第３号（第５の１の（２）関係）

業　績　報　告　書

氏　　　名

最終学歴

職　　歴

番号	勤務機関名	職名	従事期間	職務業績の要約
1			年　月～ 年　月 （○年○か月）	
2			年　月～ 年　月 （○年○か月）	
3			年　月～ 年　月 （○年○か月）	

上記について相違ないことを証明する。

年　　月　　日

所属長職名

氏　　　名　　　　印

（備考）（１）勤務機関名又は職名のいずれかが異なる場合は、その都度、欄を改めること。

（２）職務業績の要約は、第３の１の（１）のイ又はロに該当する職務内容を具体的に記載すること。

別記様式第４号（第６の１関係）

第　　号

合　格　証　書

本籍都道府県

氏　　名

年　　月　　日生

水産業普及指導員資格試験に合格したことを証する。

年　　月　　日

農林水産大臣　　　印

別記様式第５号（第６の２関係）

再　交　付　申　請　書

年　月　日

本籍都道府県

現住所

（ふりがな）

氏　　　名

生 年 月 日　　　　年　　月　　日

水産業普及指導員資格試験合格証書の再交付を受けたいので、水産業普及指導員資格試験実施要領第６の２の規定により申請します。

記

1　合格証書番号

2　交付年月日

3　氏名

（備考）き損による再交付の申請の場合は、普及指導員資格試験合格証書を添付すること。

別記様式第１号

番　　　号

年　月　日

水産庁長官　○　○　○　○　殿

（沖縄県又は沖縄県内の市町村にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

○○○都道府県知事又は市町村長

氏　　　　　名　　　　（印）

（広域施設整備を行う場合は連名とすること）

平成○年度水産業強化対策事業計画書

今般、水産業強化対策事業計画を策定したので、水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成２２年３月２６日付け２１水港第２６３１号農林水産事務次官依命通知）第２の１の（８）の規定に基づき提出する。

記

（注）別表の水産業強化対策事業計画を添付すること。

別表（別記様式第１号関係）

水産業強化対策事業計画

都道府県等名

1　事業実施の基本的な方針

2　事業実施の必要性

3　事業内容

（１）総額

	平成〇〇年度	
	事業費総額	交付金要望額
ハード事業 （うち地域提案事業分） （うち附帯事業分）	千円 （　　） （　　）	千円 （　　） （　　）
ソフト事業 （うち地域提案事業分）	 （　　）	 （　　）
合計 （うち地域提案事業分） （うち附帯事業分）	 （　　） （　　）	 （　　） （　　）

都道府県等名

（２）ハード事業

事業No.	政策目標	実施地区	実施主体	成果目標		
				具体的内容	目標	
					現状値（平成○年度）	目標値（平成○年度）
○○－ １						
○○－ ２						
○○－ ３						
○○－ ４						
○○－ 10						

事業No.	メニューの内容	交付率	事業費	交付金要望額	実施期間
○○－ １			千円	千円	
○○－ ２					
○○－ ３					
○○－ ４					
○○－ 10					
		１／２			
		１／３			
合計					

（注）１．事業ＮＯ．の欄には、ハード事業とソフト事業でつづけて当該年度の次に通し番号をふること（例○○－1、○○－2、○○－3・・・）
２．地域提案事業である場合（単独で地域提案事業を実施する場合及び基幹メニューを補完して地域提案事業を実施する場合）には、その旨を明記すること。
３．地域提案事業については、メニューの内容欄にメニューと異なる点を、交付率欄に交付率を準用した類似メニュ

一名を（　）書きで記入すること。
4．成果目標の具体的内容の欄には、成果目標の具体的内容のほか、成果目標の考え方、ポイント数の算出根拠、ポイント数を記載すること。
5．実施期間が複数年にわたる事業については、後年度費用について事業費及び交付金要望額の欄に2ヵ年事業に場合は2段書きの2段目、3ヵ年事業の場合は3段書きの3段目に（　）書きで記入すること。
6．附帯事業については、メニューの内容欄にその旨を明記するとともに、施設整備とその附帯事業が同一計画である場合には、附帯事業部分について再度同一事業NO.をふった上で施設整備の内容に続けて別欄に内容を記載すること。

都道府県等名

（3）ソフト事業

事業No.	政策目標	成果目標			実施期間
		具体的内容	目標		
			現状値（平成○年度）	目標値（平成○年度）	
○○－11					
○○－12					
○○－13					
○○－14					
○○－20					

事業No.	メニューの内容	実施主体	交付率	事業費	交付金要望額
○○－11				千円	千円
○○－12					
○○－13					
○○－14					
○○－20					
			1／2		
			1／3		

合　　　　　計				

（注）１．事業ＮＯ．の欄には、ハード事業とソフト事業でつづけて当該年度の次に通し番号をふること（例○○－1、○○－2、○○－3・・・）
２．地域提案事業である場合（単独で地域提案事業を実施する場合及び基幹メニューを補完して地域提案事業を実施する場合）には、その旨を明記すること。
３．地域提案事業については、メニューの内容欄にメニューと異なる点を、交付率欄に交付率を準用した類似メニュー名を（　）書きで記入すること。
４．成果目標の具体的内容の欄には、成果目標の具体的内容のほか、成果目標の考え方、ポイント数の算出根拠、ポイント数を記載すること。

別記様式第２号

番　　　号

年　月　日

水産庁長官　○　○　○　○　殿

（沖縄県又は沖縄県内の市町村にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

○○○都道府県知事又は市町村長

氏　　　　　名　　　（印）

（広域施設整備を行う場合は連名とすること）

平成○年度水産業強化対策事業計画変更協議書

平成○年○月○日付け○○第○○○○号をもって提出した、平成○年度水産業強化対策事業計画を下記の理由により変更したいので、水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成２２年３月２６日付け２１水港第２６３１号農林水産事務次官依命通知）第２の１の（１１）の規定に基づき協議する。

記

１　変更理由

２　変更の概要

（注）変更前と変更後とを容易に比較対照できるように、別記様式第１号の別表水産業強化対策事業計画の様式に準じて作成した変更事業計画を添付すること。ただし、当該変更の対象外となる事項については、省略する。

別記様式第３号

番　　　号

年　月　日

水産庁長官　○　○　○　○　殿

（沖縄県又は沖縄県内の市町村にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

○○○都道府県知事又は市町村長

氏　　　　　名　　　　（印）

（広域施設整備を行う場合は連名とすること）

平成○年度○○○目標に係る地域提案事業変更報告書

平成○年○月○日付け○○第○○○○号をもって提出した、平成○年度水産業強化対策事業計画について、○○○目標に係る地域提案事業を下記の理由により変更したので、水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成２２年３月２６日付け２１水港第２６３１号農林水産事務次官依命通知）第２の１の（１１）のアの（ウ）の規定に基づき報告する。

記

１　変更理由

２　変更の概要

（注）変更前と変更後とを容易に比較対照できるように、別記様式第１号の別表水産業強化対策事業計画の様式に準じて作成した変更事業計画を添付すること。ただし、当該変更の対象外となる事項については、省略する。

別記様式第４号

番　　　号
年　月　日

水産庁長官　○　○　○　○　殿

○○○都道府県知事又は市町村長
氏　　　　　名　　　　（印）
（広域施設整備を行う場合は連名とすること）

水産業強化対策事業事後評価報告書

今般、水産業強化対策事業計画の実施期間が終了したので、水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成２２年３月２６日付け２１水港第２６３１号農林水産事務次官依命通知）第２の１の（１２）のアの規定に基づき提出する。

記

（注）別表の水産業強化対策事業事後評価報告書を添付すること。

別表（別記様式第４号関係）

水産業強化対策事業事後評価報告書

<table>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">作成部署名</td></tr>
<tr><td colspan="3">政策目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">政策目標</td><td></td><td>整理番号</td></tr>
<tr><td colspan="3">事業実施主体</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">実施地区</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">実施期間及び目標年度</td><td>実施期間</td><td>目標年度</td></tr>
<tr><td>〇〇年度～〇〇年度</td><td>〇〇年度</td></tr>
<tr><td colspan="3">交付金額</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">事業計画の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">評
価</td><td colspan="2">成果目標</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>現状値</td><td colspan="2">（　　年度末時点）</td></tr>
<tr><td>目標値</td><td colspan="2">（　　年度末）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（１）現状値の説明</td><td colspan="2">（統計データ、計算のプロセス、取組の実績等現状値を出すに至った経緯、理由を記載）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（２）地域への経済効果(ハード事業のみ)</td><td colspan="2">（計画策定時の予定と目標年度における現実の数字との比較、分析）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（３）所見</td><td colspan="2">（特に、成果目標が達成されていない場合に、その理由及び分析を記載）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（４）評価機関の意見等</td><td colspan="2">（評価機関等の評価を受けた場合に記入）</td></tr>
<tr><td colspan="3">今後の改善方向等に関する分析</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

別記様式第５号

番　　　号
年　月　日

水産庁長官　○　○　○　○　殿
（沖縄県又は沖縄県内の市町村にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

○○○都道府県知事又は市町村長
氏　　　　　名　　　　（印）
（広域施設整備を行う場合は連名とすること）

水産業強化対策事業（○○目標）で設置した施設等の改善計画協議書

平成○○年度において水産業強化対策事業（○○目標）で設置した施設について、下記のとおり改善計画を策定したので協議します。

記

１　事業種目（必要に応じて施設等の内容を括弧書きにすること。）
２　施設等の所在地
３　施設等の構造、規模等
４　事業費、国費
５　改善計画を樹立するに至った経緯、原因
６　改善計画の内容
（１）改善計画の基本的な考え方
（２）改善計画後の施設の利用方法及び利用計画（現状、改善計画後が比較できる資料を添付すること。
（３）改善計画が妥当である根拠（計画策定後３年間の年度別計画、支援措置等を含めて記載すること。）
（４）施設の改築等の内容及び費用の概算（必要に応じて。）
７　添付書類
　財産管理台帳の写し
　施設の管理規定等の写し
　施設等の現況写真
　施設の改築等を行う場合には、改築前及び改築後の設計書又は内容がわかる図面

別記様式第６号

番　　　号

年　月　日

水産庁長官　○　○　○　○　殿

（沖縄県又は沖縄県内の市町村にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

○○○都道府県知事又は市町村長

氏　　　　　名　　　　（印）

（広域施設整備を行う場合は連名とすること）

水産業強化対策事業（○○目標）で設置した施設等の改善計画履行状況報告書

平成○年○月○日付け○○第○○○○号で協議について異存のない旨回答いただいたこのことについて、平成○○年度の履行状況を下記のとおり報告します。

記

１　事業種目（必要に応じ施設等の内容を括弧書きにすること。）

２　施設等の所在地

３　施設等の構造、規模等

４　改善計画の達成状況（改善計画策定時の３年間の年度別計画と実績が比較できる資料を添付すること。）

５　その他（達成状況等について、特記すべき事項を記述すること。）

６　添付書類

財産管理台帳の写し

施設の管理規定等の写し

施設等の現況写真

別記様式第７号

番　　　号
年　月　日

水産庁長官　○　○　○　○　殿
（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

○○都道府県知事
氏　　　　　名　　　　（印）

平成○年度漁港防災対策支援事業計画書

今般、○○地区漁港防災対策支援事業計画（他○件）を策定したので、水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成２２年３月２６日付け２１水港第２６３１号農林水産事務次官依命通知）第２の５の（５）の規定に基づき提出する。

記

（注）別表の漁港防災対策支援事業計画を添付すること。
水産業協同組合が実施主体となる場合は、「水産庁長官」を「市町村長」に、「都道府県知事」を「水産業協同組合の長」に、市町村が実施主体となる場合は、「水産庁長官」を「都道府県知事」に、「都道府県知事」を「市町村長」にそれぞれ読み替える。

別表（別記様式第７号関係）

漁港防災対策支援事業計画

地区名（　　　　　）
市町村名（　　　　　）
事業実施主体（　　　　　）

１　事業実施の基本的な方針

（想定される災害の状況、事業による施設整備が想定している人口の安全確保の程度等を踏まえて記載すること。
また、事業の必要性に加え、災害に強い漁業地域づくり事業基本計画と本事業がどのように関連するのか等を踏まえて記載すること。）

２　事業内容

事業 NO.	漁港名	事業メニュー	交付率	事業費	国費
1				千円	千円
2					
10					
合計					

３　添付資料
（１）事業計画要約調書
（２）事前点検シート
（３）整備しようとする施設の詳細資料（能力、仕様、位置等を示したもの。）
（４）施設整備事業により安全確保を図る受益対象者について明らかにした資料
（５）その他水産庁長官が必要と認める資料

別記様式第８号

番　　　号

年　月　日

水産庁長官　○　○　○　○　殿

（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長）

○○都道府県知事

氏　　　　　名　　　　（印）

平成○年度漁港防災対策支援事業計画変更協議書

平成○年○月○日付け○○第○○○○号をもって提出した、平成○年度○○地区漁港防災対策支援事業計画を下記の理由により変更したいので、水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成２２年３月２６日付け２１水港第２６３１号農林水産事務次官依命通知）第２の５の（６）の規定に基づき、協議する。

記

１　変更理由

２　変更の概要

（注）変更前と変更後とを容易に比較対照できるように、別記様式第７号の別表漁港防災対策支援事業計画の様式に準じて作成した変更事業計画を添付すること。

水産業協同組合が実施主体となる場合は、「水産庁長官」を「市町村長」に、「都道府県知事」を「水産業協同組合の長」に、市町村が実施主体となる場合は、「水産庁長官」を「都道府県知事」に、「都道府県知事」を「市町村長」にそれぞれ読み替える。